

商會として存員同士の代表者系より、罷業を執行して援助を與へるべしと望んだ。

當時本会は、問題に關し、現はれたる事實を知りたしむる詳細は、これを知らぬが、たゞであらう、船政に於て甚だしく不利にして加ふるに、会社は水火天職をとりしり行動が、今々甚しく不利にして加ふるに、会社は水火天職をとりしり行動の結果が、天澤をの出帆の障礙となり、船客も一般社内に不安の念と迷惑を及ぼすであらう事を憂へ、労働團體たより、立場より、一時的にせよ事態の解決に資するため、其の手段として先が会社に対し、「團體を認めぬ場合は、代表者や雇員たより事を認めず交渉に應ずべき事、従つて除名は取消すこと」とを要求し、これを容認せしむる方法とし、天澤は會員の決議に依り、会社の回答如何に依つて、下水船を行ふことを決定し。

次ぎには雇員同志会に対し、「回答期日を一定限を以て於て延期し、天澤をの出帆を遅延せしむるやうに要求すること」を決定し。

井上会長は直ちに駁して、会社に、宗永書記は天澤を會員に、之が手續中水火天職をの大部分は下船し、補充員迄は變つて乗組の、同船は予定時刻より早く出て出帆した。

時恰も同船に日本会社の執行機関に與へるもの存らば、ために本会の事態を圓滿に處理せんがため、希望と計畫の一切は瓦礫に帰した。レカレテ、本会は信が、資本家の労働者に対する強圧は、労働者の思想を、階級闘争にせしめ、其の会社の勝利は、後年の後の紛擾の種子たらざるが幸である。現に觀上、会社は補充員處理にやうやく苦惱を催して、日本海運界には、この雇員の善貨は如何。